

○科学技術特別委員会

・内閣提出法律案（一件）

番号	件名			
4 3	研究交流促進法の一部を改正する法律案			
衆	院議先			
四、 三、 三	月 提 日 出			
(予)	參 議 院	委員会付託	委員会議決	本会議議決
可 決	四、 四、 二三	四、 四、 二三	四、 四、 二三	四、 四、 二三
可 決	四、 四、 二四	四、 四、 二四	四、 四、 二四	四、 四、 二四
科学 技術	衆 議 院	委員会付託	委員会議決	本会議議決
可 決	四、 四、 二	四、 四、 二	四、 四、 二	四、 四、 二
可 決	四、 四、 三	四、 四、 三	四、 四、 三	四、 四、 三
	備 考			

## 研究交流促進法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

### 要旨

本法律案は、国と国以外の者との研究交流を一層促進するため必要な新たな措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、研究公務員の任期を定めた採用

国の研究への外部からの人材登用を促進するため、研究公務員の採用について任期を定めることができる旨規定する。

#### 二、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い

国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等について、諸外国との制度的調和を図り、国際共同研究への外国研究機関の参加を円滑にするため、その取扱いの特例措置を講ずる。

#### 三、国有施設の使用

国有の試験研究施設を外部の者が廉価で使用できるための要件を緩和し、その利用の促進を図る。

### 委員長報告

ただいま議題となりました研究交流促進法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国外の者との間の交流を一層促進するため、研究公務員の任期を定めた採用、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い及び国有施設の使用について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、異分野研究交流の必要性、科学技術分野における国際貢献の必要性、国際共同研究に係る特許権等の在り方及び研究環境改善の必要性等、広範にわたり熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員から、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、研究交流の一層の促進に当たつての八項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。